

改 訂 履 歴

改訂項目	改 訂 内 容
初版 2004/07/12	初版発行
第 18 版 2021/10/01 表 1 表 3	<p>表 1 納入部材等に含有する環境管理物質 (1) 禁止物質</p> <ul style="list-style-type: none"> 物質群数を 12 から 15 物質群にし、「No.」を追加 「デカプロモジフェニルエーテル (DecaBDE)」、「2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP)」、「ヘキサクロロブタジエン (HCBD)」を追加 <p>表 1 納入部材等に含有する環境管理物質 (2) 制限物質</p> <ul style="list-style-type: none"> 物質群数を 17 から 20 物質群にし、「No.」を追加 「パーフルオロヘキサン-1-スルホン酸 (PFHxS) とその塩及び関連物質」、「リン酸トリス (イソプロピルフェニル) (PIP (3:1))」、「ペンタクロロチオフェノール (PCTP)」を追加 <p>表 3 制限物質の管理水準</p> <ul style="list-style-type: none"> 「(5) ポリ塩化ビニル (PVC) および PVC 混合物」の管理水準レベル 3 (適用除外) に「塗料、インキ、コーティング剤、接着剤等に用いられる樹脂用結着剤 (バインダ)」を追加 「(18) パーフルオロヘキサン-1-スルホン酸 (PFHxS) とその塩及び関連物質」を追加 「(19) リン酸トリス (イソプロピルフェニル) (PIP (3:1))」を追加 「(20) ペンタクロロチオフェノール (PCTP)」
第 17 版 2020/10/01 表 1 表 3	<p>表 1 納入部材等に含有する環境管理物質 (2) 制限物質</p> <ul style="list-style-type: none"> 物質群「ポリ塩化ビニル (PVC) および PVC コポリマー」を「ポリ塩化ビニル (PVC) および PVC 混合物」に、閾値レベルを「意図的使用」に変更 <p>表 1 納入部材等に含有する環境管理物質 (3) 管理物質</p> <ul style="list-style-type: none"> 物質群「JAMP 管理対象物質 Ver.(最新版)」を「chemSHERPA 管理対象物質 Ver.(最新版)」に変更 付記表 1-3 を変更 <p>表 3 制限物質の管理水準</p> <ul style="list-style-type: none"> 「(5) ポリ塩化ビニル (PVC) および PVC 混合物」に変更。管理水準レベル 3 (適用除外) に「内部配線用ケーブル」を追加 「(17) パーフルオロオクタン酸 (PFOA) その塩および PFOA 関連物質」の管理水準レベル 2 をレベル 1 に変更し、禁止時期を「即時禁止 (2020 年 1 月 1 日から)」に変更。レベル 3 (適用除外) の対象を修正
第 16 版 2019/10/01 1 . 表 1 表 3	<p>1 . はじめに</p> <p>注釈の < 参考 > リンクを更新、一部削除</p> <p>表 1 納入部材等に含有する環境管理物質 (2) 制限物質</p> <ul style="list-style-type: none"> 物質群数を 16 から 17 物質群に変更 「パーフルオロオクタン酸 (PFOA) その塩および PFOA 関連物質」を追加 付記「表 1-1」を追加 <p>表 3 制限物質の管理水準</p> <ul style="list-style-type: none"> 「(17) パーフルオロオクタン酸 (PFOA) その塩および PFOA 関連物質」を追加

改訂項目	改訂内容
<p>第 15 版 2018/10/01</p> <p>1 .</p> <p>2 .</p> <p>3 .</p> <p>表 1</p> <p>表 3</p>	<p>文書全体の構成を見直し、章節番号や注釈を変更</p> <p>1 . はじめに 本文および注釈の内容を変更</p> <p>2 . 1 4 版での「2 . 浜松ホトニクス株式会社「環境基本方針」」を削除 1 4 版での「3 . 「環境管理物質」管理基準 (本文)」を「2 . 「環境管理物質」管理基準 (本文)」に変更し、章節の通し番号と内容を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「3 . 1 目的」 「2 . 1 目的」 HPK という略称は削除 ・ 「3 . 2 適用範囲」 「2 . 2 適用範囲」 ・ 「3 . 3 用語の定義」 「2 . 3 用語の定義」 「(6) 不純物」を削除。「(9) 意図的添加」 「(6) 意図的添加」 ・ 「3 . 4 管理水準」 「2 . 4 管理水準」、注釈を変更 ・ 「3 . 5 改訂」 「2 . 5 改訂」 <p>3 . 1 4 版での「5 . 「納入部材への禁止物質/制限物質の非含有保証書」等の提出のお願い」、「6 . 製品含有化学物質の管理と納入部材への調査について」を削除し、「4 . お取引先様へのお願い」を「3 . お取引先様へのお願い」とし、下記の章節に内容を集約して変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「3 . 1 お願い事項」 ・ 「3 . 2 グリーン調達調査 (製品含有化学物質調査) についての補足」 ・ 「3 . 3 グリーン調達調査 (製造工程使用化学物質調査) についての補足」 <p>表 1 納入部材等に含有する環境管理物質 (3) 管理物質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物質群数を 1 2 から 1 1 物質群にし、「No.」を変更 ・ 「N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび 2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物 (BNST)」を削除 <p>表 3 制限物質の管理水準</p> <p>「(1 6) フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)、フタル酸ジブチル、フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジイソブチル」の管理水準について、1 4 版でレベル 2 であった対象を、レベル 1 に変更し、禁止時期を即時禁止 (2018 年 1 月 22 日から) に設定</p>
<p>第 14 版 2017/10/01</p> <p>4 .</p> <p>6 .</p> <p>表 1</p> <p>表 3</p>	<p>4 . お取引先様へのお願い</p> <p>4 . 2 調査票 「国内 VT62474 . . . 」を「IEC62474 に準拠したツール (chemSHERPA)」とし、付記のリンク先を変更</p> <p>4 . 3 調査対象物質 「国内 VT62474」を「IEC62474」に変更</p> <p>6 . 製品含有化学物質の管理と納入部材への調査について</p> <p>6 . 2 納入部材へ含有化学物質の調査について 「chemSHERPA」と追記し、付記を追加、付記番号を変更</p> <p>表 1 納入部材等に含有する環境管理物質 (1) 禁止物質、(2) 制限物質、(3) 管理物質 「VT62474 物質郡 No.」を「IEC62474 ID」に変更</p> <p>表 3 制限物質の管理水準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (2) 制限物質 「ジブチルスズ化合物 (DBT)」レベル 1 の対象の記載を「. . . 下記のレベル 3 を除く」に変更 (誤植訂正)
<p>第 13.1 版 2017/04/27</p> <p>2 .</p>	<p>環境基本方針を改訂</p>

改訂項目	改訂内容
第 13 版 2016/10/01 表 1	表 1 納入部材等に含有する環境管理物質 <ul style="list-style-type: none"> ・ (1) 禁止物質 「ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)」を「ポリ塩化ナフタレン(塩素数が1以上)」に変更。関連する主な法規制等に「EU:PoPs 規則」を追加、「ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)」の関連する主な法規制等に「PoPs 規則」を追加
第 12 版 2015/10/01 4 . 表 1 表 3 表 4	4 . お取引先様へのお願い 4 . 3 調査対象物質 「(1) 禁止物質 (12 物質群)」, 「(3) 管理物質 (12 物質群)」に変更 表 1 納入部材等に含有する環境管理物質 <ul style="list-style-type: none"> ・ (1) 禁止物質 物質群数を 1 0 から 1 2 物質群にし、「No.」を変更 「短鎖型塩化パラフィン類 (炭素数 10 -13)」, 「ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)」を制限物質から追加 ・ (2) 制限物質 「フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP)」, 「フタル酸ジブチル (DBP)」, 「フタル酸ブチルベンジル (BBP)」, 「フタル酸ジイソブチル (DIBP)」を纏めて管理物質から追加 ・ 表 3 の番号変更に伴い、「HPK の閾値レベル」にて参照している番号を変更 (「オゾン層破壊物質」, 「塩素系有機溶剤」) ・ 「フッ素系温室効果ガス」の対象範囲を変更 ・ (3) 管理物質 物質群数を 1 6 から 1 2 物質群にし、「No.」を変更 「N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび2,4,4-トリメチルペンタンの反応生成物 (BNST)」を新規追加 表 3 「制限物質」の管理水準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「(1 5) 多環芳香族炭化水素 (PAH)」のレベル 2 の対象をレベル 1 に変更し、禁止時期を「即時禁止 (2015 年 7 月 1 日から)」に変更、レベル 3 を追加 ・ 「(1 6) フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)、フタル酸ジブチル、フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジイソブチル」を新規追加 表 4 特定アミン <ul style="list-style-type: none"> ・ [表 3 (7)]を[表 3 (6)]に変更
第 11 版 2014/10/01 1 . 6 . 表 1	1 . はじめに <ul style="list-style-type: none"> ・ 内容変更 6 . 製品含有化学物質の管理と納入部材への調査について <ul style="list-style-type: none"> ・ 「6 . 納入部材への含有化学物質の調査について」から変更 ・ 「6 . 1 製品含有化学物質の管理について」を新設 ・ 「6 . 2 納入部材へ含有化学物質の調査について」として、内容を変更 表 1 納入部材等に含有する環境管理物質 CAS No の記載がある物質物について、記載場所を「関連する主な法規制等」欄に変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ (1) 禁止物質 フマル酸ジメチル (DMF) の関連する主な法規制等規制等を「2009/251/EC」から「REACH 規則」に変更 ・ (2) 制限物質

改訂項目	改 訂 内 容
	ン類（炭素数 10 -13）」に変更
第 9 版 2013/02/01 表 3	. 「環境管理物質」管理基準（本文） . 環境管理物質の内容（管理水準、対象（用途）、納入禁止時期）を変更 【変更した物質群】制限物質・ポリ塩化ビニル（PVC） 【文書中関連項目】表 3（「制限物質」の管理水準） . 「納入部材への禁止物質/制限物質の非含有保証書」等の提出のお願い . 「1. 「納入部材への禁止物質/制限物質の非含有保証書」について」の本文を変更 . 納入部材への含有化学物質の調査について . 様式 1 の内容を変更 表 3（「制限物質」の管理水準） . （5）ポリ塩化ビニル（PVC）において「熱収縮チューブ」を管理水準レベル 1 の対象（用途）に追加し、納入禁止時期を「2013 年 1 月 22 日から」に設定
第 8 版 2012/10/01 表 1 表 3	. 「環境管理物質」管理基準（本文） . 環境管理物質の内容（物質群の名称、規制値、閾値レベル、主な関連する法規制）を、「JIG-101 Ed 4.1」記載内容に準拠して変更 . 禁止物質：10 物質群、制限物質：15 物質群、管理物質：8 9 物質群に変更 【変更した物質群】 制限物質・鉛 管理物質・臭素系難燃剤（PBB と PBDE 又は HBCDD 以外） ・塩素系難燃剤 【文書中関連項目】 表 1（3）管理物質、表 3（「制限物質」の管理水準） . お取引先様へのお願い . 「3. 調査対象物質」を「(1)・・・【変更した物質群】」の内容に沿って変更 . 納入部材への含有化学物質の調査について . 様式 1、様式 2、様式 3 において、「グリーン調達 納入部材の含有・使用化学物質管理基準（第 8 版）」に変更 表 1（納入部材等に含有する環境管理物質） . 「(3) 管理物質」を「(1)・・・【変更した物質群】」の内容により変更 表 3（「制限物質」の管理水準） . （3）鉛/鉛化合物において、「定格電圧が AC125V または DC250V 未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛」を管理水準レベル 1 の対象（用途）に追加し、禁止時期を「2012 年 7 月 1 日から」に設定 ジョイント・インダストリー・ガイドライン（JIG）: JIG-101 Ed 4.1
第 7 版 2011/10/01 . .	. はじめに . 内容変更 . 改正 RoHS 指令の概要説明を追加 . 「環境管理物質」管理基準（本文） . 環境管理物質の内容（物質群の名称、規制値、閾値レベル、主な関連する法規制）を、「JIG-101 Ed 4.0」記載内容に準拠して変更 . 禁止物質：10 物質群、制限物質：13 15 物質群、管理物質：14 8 物

改訂項目	改 訂 内 容
<p>表 1</p> <p>表 3</p>	<p>質群に変更</p> <p>【変更した物質群】</p> <p>禁止物質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一部のトリブチルスズ (TBT) およびトリフェニルスズ (TPT) 化合物」を「三置換有機スズ化合物」に変更 ・「フェノール、2- (2H-ベンゾトリアゾール-2-yl) -4,6-ビス (1,1-ジメチルエチル)」を「2- (2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4,6-ジ-tert-ブチルフェノール」に変更 <p>制限物質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジブチルスズ化合物 (DBT)、ジオクチルスズ化合物 (DOT) を追加管理物質 ・五酸化二ヒ素、三酸化二ヒ素、ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)、リン酸トリス、フタル酸エステル (DEHP、DBP、BBP) を削除し、EU REACH 規則認可対象候補物質 (SVHC) 群として追加 ・デカ-BDE を削除 <p>【文書中関連項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表 1 (1) 禁止物質、(2) 制限物質、(3) 管理物質、表 3 (「制限物質」の管理水準) ・お取引先様へのお願い ・「3. 調査対象物質」を「(2) ・ ・ ・【変更した物質群】」の内容に沿って変更し、EU REACH 規則認可対象候補物質 (SVHC) 群の扱いについての記載を追加 ・納入部材への含有化学物質の調査について ・様式 1、様式 2、様式 3 において、「グリーン調達 納入部材の含有・使用化学物質管理基準 (第 7 版)」に変更 <p>表 1 (納入部材等に含有する環境管理物質)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(1) 禁止物質、(2) 制限物質、(3) 管理物質」を「(2) ・ ・ ・【変更した物質群】」の内容に沿って変更 <p>表 3 (「制限物質」の管理水準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の物質群について、レベル 3 に「RoHS 指令 (付属書 、) によって既定される項目に該当するもの」、表下に付記を追加 (1) カドミウム / カドミウム化合物、(2) 六価クロム化合物、(3) 鉛 / 鉛化合物、(4) 水銀 / 水銀化合物 ・(3) 鉛 / 鉛化合物において、レベル 2 の対象 (用途) を追加し、納入禁止時期を「2012 年 7 月 1 日から」に設定 ・(5) ポリ塩化ビニル (PVC) おいて、レベル 2 の対象 (用途) を変更し、納入禁止時期を「2013 年 1 月 22 日から」に変更 ・(12) 塩化コバルトの表上に、JGPSSI 物質群 No 他を追加 ・(14) ジブチルスズ化合物 (DBT) を追加 ・(15) ジオクチルスズ化合物 (DOT) を追加 <p>ジョイント・インダストリー・ガイドライン (JIG): JIG-101 Ed 4.0</p>
<p>第 6 版 2010/04/01</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境管理物質」管理基準 (本文) ・「3.用語の定義」:(3) 制限物質の文言変更、(7) 閾値レベル、(8) 均質材料、(9) 意図的添加を追加 ・第 5 版「4.「環境管理物質」の管理基準」～「7.「管理物質」の管理水準」、表 A～C の内容を全面改定 ・第 6 版「4.管理水準」を新設、表 A を内容変更して新設 ・環境管理物質を 27 から 37 物質群 (JIG : 32 物質群 + HPK 指定 : 5 物質群) に変更

改訂項目	改 訂 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 禁止物質を 8 10 物質群に、制限物質を 10 13 物質群に変更。管理物質を 9 14 物質群に変更 ・ 物質群の名称や内容、規制値、閾値レベル他を「JIG-101 Ed 2.0」記載内容に変更 【変更した物質群】 禁止物質 <ul style="list-style-type: none"> ・ ポリ塩化ビフェニル類およびポリ塩化ターフェニル類を二つの物質群に分割 ・ フマル酸ジメチル (DMF) を追加 制限物質 <ul style="list-style-type: none"> ・ フッ素系温室効果ガス (PFC、SF6、HFC)、塩化コバルト、塩素系有機溶剤を追加 管理物質 <ul style="list-style-type: none"> ・ 酸化ベリリウム、五酸化二ヒ素、三酸化二ヒ素、デカ-BDE、ヘキサプロモシクロドデカン (HBCDD)、リン酸トリス、フタル酸エステル (DEHP、DBP、BBP)、フタル酸エステル (DINP、DIDP、DNOP)、過塩素酸塩、EU REACH 規則認可対象候補物質 (SVHC) 群、JAMP 管理対象物質 Ver. (最新版) を追加 ・ アンチモン / アンチモン化合物、ビスマス / ビスマス化合物、セレン / セレン化合物を削除 【文書中関連項目】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 表 1 (1) 禁止物質、(2) 制限物質、(3) 管理物質、表 3 (「制限物質」の管理水準) ・ お取引先様へのお願い ・ 「3 . 調査対象物質」を「(2) . . . 【変更した物質群】」の内容に沿って変更 ・ 「納入部材への禁止物質 / 制限物質の非含有保証書」等の提出のお願い ・ (注) の「許容値」を「HPK の閾値レベル」に変更 ・ 納入部材への含有化学物質の調査について ・ (注) の「許容値」を「HPK の閾値レベル」に変更 ・ 様式 1、様式 2、様式 3 において、「グリーン調達 納入部材の含有・使用化学物質管理基準 (第 6 版)」に変更
表 1	表 1 (納入部材等に含有する環境管理物質)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「(1) 禁止物質、(2) 制限物質、(3) 管理物質」を「(2) . . . 【変更した物質群】」の内容に沿って変更 ・ 「(2) 制限物質」の「許容値」を「HPK の閾値レベル」に変更 ・ 「(3) 管理物質」に「HPK の閾値レベル」、「関連する主な法規制等」、表下に付記を追加
表 2 - 1	表 2 - 1 (社内および仕入部材の製造工程において使用を制限する環境管理物質) 【オゾン層破壊物質 (ODS)】
表 2 - 2	表 2 - 2 (社内および仕入部材の製造工程において使用を制限する環境管理物質) 【塩素系有機溶剤】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表の項目、物質名を「JIG-101 Ed 2.0」記載内容沿って変更、物質名 (英文)、化学式を削除、CAS No を追加 ・ 管理水準によって順番を変更
表 3	表 3 (「制限物質」の管理水準)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ (5) ポリ塩化ビニル (PVC) において、レベル 2 の納入禁止時期を「2011 年 4 月 1 日から」に変更 ・ (10) パーフルオロオクタン sulfon 酸およびその塩 (PFOS) において、対象の内容を変更

改訂項目	改 訂 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 禁止物質を 8 7 物質群に、制限物質を 10 9 物質群に、管理物質を 10 9 物質群に変更 【削除した物質群】 <ul style="list-style-type: none"> ・ マイレックス ・ 特定の芳香族アミン類 ・ マグネシウム ・ 銅およびその化合物 ・ 金およびその化合物 ・ パラジウムおよびその化合物 ・ 銀およびその化合物 【変更した物質群】 <ul style="list-style-type: none"> ・ トリブチルスズ類 (TBT 類)、トリフェニルスズ類 (TPT 類) を制限物質から禁止物質へ変更 ・ ニッケルおよびその化合物からニッケル (外部利用のみ) に内容変更 【文書中関連項目】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 .「環境管理物質の管理基準」: 表 A(「環境管理物質」の管理項目) を追加 ・ 6 .「制限物質」の管理水準] :「表 1 (2) および 6 . 2 項に「許容値」を記載します」を追加 ・ 表 1 (1) 禁止物質 :「トリブチルスズ類 (TBT 類)、トリフェニルスズ類 (TPT 類)」を制限物質から追加 ・ (2) 制限物質 : 許容値を追加、「ポリ塩化ビニル」の関連する主な法規制等に、「JIG 101 準拠・・・」を追加 ・ (3) 管理物質 :「ニッケルおよびその化合物」を「ニッケル (外部利用のみ)」に変更し欄外に注記を追加 ・ *) ジョイント・インダストリー・ガイドライン (JIG-101): 電機・電子機器製品に関する含有化学物質情報開示のガイドライン
表 2 - 2	<p>表 2 - 2 (納入部材の製造工程において使用を制限する環境管理物質)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「納入部材の製造工程において使用を制限する環境管理物質の管理水準」、「使用禁止時期」、「* 管理水準「レベル 1」の使用特例: HPK が期限を定めて使用を認めた製造工程で使用するもの」を追加
表 3	<p>表 3 (「制限物質」の「管理水準」「対象 (用途)」「納入禁止時期」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「管理水準-レベル 1」において、過去の納入禁止時期を記載 ・ 「トリブチルスズ類 (TBT 類)、トリフェニルスズ類 (TPT 類)」を削除 ・ 「(3) 鉛およびその化合物」の「管理水準-レベル 1」に、「無電解ニッケルメッキ、無電解金メッキ時の安定剤、添加剤に使用する 1000ppm を超える鉛」を、「管理水準-レベル 3」に「無電解ニッケルメッキ、無電解金メッキ時の安定剤、添加剤に使用する 1000ppm 以下の鉛」を追加 ・ 「(6) ポリ塩化ビニル」の「管理水準-レベル 2」において、「納入禁止時期: 2009 年 4 月 1 日から」に変更

改訂項目	改 訂 内 容
<p>第 3 版 2006/04/18</p> <p>表 2 - 1</p> <p>表 3</p>	<p>・「環境管理物質」管理基準（本文）</p> <p>6.2「制限物質」</p> <p>・許容値（2）項</p> <p>「ただし、EU/RoHS 指令の定義が明確に定められた場合は、その定義により算出した値とします。」の箇所を削除</p> <p>・お取引先様へのお願い</p> <p>・「なお、お取引先様におかれましては、本「化学物質管理基準」を順守し、期日までに代替化などの計画を進めていただきますようお願いいたします〔材料や工程など製造条件に変更が生じる場合は、事前に弊社の当該事業部に確認（代替品のご提案などの承認）を得ていただきますようお願いいたします。〕」を追記</p> <p>・「製造工程でのオゾン層破壊物質（ODS）不使用証明書」付帯用紙 - 対象部品一覧表</p> <p>・「使用の有無」欄の「制限物質 レベル 2」を「制限物質 レベル 3」に変更</p> <p>表 2 - 1（納入部材の製造工程において使用を制限する環境管理物質）</p> <p>・オゾン層破壊物質(ODS)制限物質 レベル 2 の HCFC(表 2 - 1 No.57-96) を制限物質 レベル 1 に変更</p> <p>表 3「制限物質-レベル 2」の「管理水準」「対象（用途）」「納入禁止時期」</p> <p>・表 3（制限物質の管理水準）の「管理水準-レベル 2」において、「納入禁止時期：2005 年 10 月 1 日から」と規定の（1）カドミウムおよびその化合物、（2）六価クロム化合物、（3）鉛およびその化合物、（4）水銀およびその化合物、（5）トリブチルスズ（TBT）類、トリフェニルスズ（TPT）類、（6）ポリ塩化ビニル、（7）短鎖型塩化パラフィン、（8）アゾ染料・顔料、（10）ホルムアルデヒドの「対象（用途）」を「管理水準-レベル 1（即時禁止）」へ移動。</p> <p>・（6）ポリ塩化ビニル（PVC）の「管理水準-レベル 2-対象（用途）」欄、および「管理水準-レベル 3-対象（用途）」欄に記載の「電源コード」の記載を変更</p> <p>・（9）オゾン層破壊物質の「管理水準-レベル 2」において、「納入禁止時期：2006 年 4 月 1 日から」と規定の「HCFC（表 2 - 1 No.57-96）」を「管理水準-レベル 1（即時禁止）」に変更。「管理水準-レベル 1-対象（用途）」欄の記載を変更。「管理水準-レベル 3-対象（用途）」に「HCFC（表 2 - 1 No.57-96）の使用の特例」を追記。欄外の「*注」を削除</p>
<p>第 2 版 2005/07/13</p>	<p>・「環境管理物質」管理基準（本文）</p> <p>制限物質 レベル 2 の対象（用途）や納入禁止時期を変更</p> <p>・「カドミウムおよびその化合物」、「六価クロム化合物」、「鉛およびその化合物」、「水銀およびその化合物」、「トリブチルスズ（TBT）類、トリフェニルスズ（TPT）類」、「短鎖型塩化パラフィン」、「アゾ染料・顔料」、「ホルムアルデヒド」のレベル 2 の納入禁止時期を「2005 年 7 月 1 日から」から「2005 年 10 月 1 日から」に変更した。</p> <p>・「ポリ塩化ビニル（PVC）」レベル 2 の対象（用途）を(a)「結束バンド（ポリ塩化ビニル製）」、(b)「レベル 3 を除いた塩ビ樹脂などの全ての用途」に追加、変更し、納入禁止時期を「2005 年 7 月 1 日から」から、それぞれ、(a)「2005 年 10 月 1 日から」、(b)「2007 年 10 月 1 日から」に追加、修正した。</p> <p>・「カドミウムおよびその化合物」、「アゾ染料・顔料」レベル 2 の対象（用途）の記載を修正した。</p>

改訂項目	改 訂 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「オゾン層破壊物質」レベル 2 の納入禁止時期を「2005 年 7 月 1 日から」から「2006 年 4 月 1 日から」に変更した。 制限物質 レベル 3 の対象（用途）の事例を追加 ・ 「カドミウムおよびその化合物」、「六価クロム化合物」、「鉛およびその化合物」、「水銀およびその化合物」のレベル 3 について、RoHS 指令に関するものと当社に関するものの事例を追加した。 ・ 「ポリ塩化ビニル（PVC）」、「アゾ染料・顔料」レベル 3 の対象（用途）の事例を追加した。 「塩素系有機溶剤」の取り扱いを変更 ・ 「塩素系有機溶剤」を納入部材の製造工程において使用を制限する環境管理物質に変更し、対象とする化学物質を第 1 版の 10 物質から、1,1,1,2-テトラクロロエタン、1,1,2,2-テトラクロロエタンを除いた 8 物質とした。また、1,2-ジクロロエチレンをシス-1,2-ジクロロエチレンに変更した。 ・ 「ジクロロメタン」、「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」をレベル 2 とし、使用禁止時期を「2006 年 10 月 1 日から」とした。その他の 6 物質についてはレベル 3 とし、積極的に使用量の削減をお願いすることとした。 ・ 「製造工程での塩素系有機溶剤の使用有無調査書」を「製造工程での塩素系有機溶剤の不使用証明書」とし、関連する記載を修正した。 「許容値」の定義を追記 ・ 「許容値」の算出方法で扱う「均質材料」について記載した。 その他 第 1 版の誤記を修正